

弘前市子ども・子育て支援事業計画
(素案)

平成 27 年 2 月
弘前市

目 次

第1章 計画策定の概要

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の基本理念 2
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定体制

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 人口と出生の現状 3
- 2 子育て支援の現状 5

第3章 計画の策定

- 1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 10
- 2 教育・保育施設の量の見込み、確保方策及び実施時期 14
- 3 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込み、確保方策及び実施時期 18
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育
・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項 22

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進体制 23
- 2 進捗状況の進行管理

第 1 章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

近年、核家族化や共働き家庭の増加、地域の関わりの希薄化により、祖父母や近隣の住人等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっていることから、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては「少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）」等に基づき、総合的な施策が講じられてきましたが、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することや、保育の量的拡大及び地域における子ども・子育て支援の充実等を図り、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、平成 24 年 8 月に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が公布されました。

これにより、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月からスタートすることとなり、市区町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

この計画では、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との子ども・子育て支援法の考え方を基本に、子どもや子育て家庭が置かれている環境を踏まえ、子どものより良い育ちを実現させるために必要な支援を行い、妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援をすることにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、親も成長することができる環境の整備を目的として策定します。

2 計画の位置づけ

（1）法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 2 条の基本理念を踏まえ、同法第 61 条に基づく計画として策定するものです。

（2）関連計画との関係

この計画は、市の地域づくりの基本となる「弘前市経営計画」を上位計画として、他の関連する計画と整合性を保ちながら策定します。

また、平成 26 年度で計画期間を終える「弘前市次世代育成支援行動計画」の内容の一部も引き継ぐものとします。

3 計画の基本理念

“子どもたちの笑顔あふれるまち 弘前”

本計画の策定にあたり、これまでの子育て支援に関する基本的な考え方を踏まえるとともに、本市の上位計画である「弘前市経営計画」において、弘前市の20年後の将来都市像（めざす姿）としている「子どもたちの笑顔あふれるまち 弘前」を実現できるよう、計画の推進と施策の展開を図ります。

4 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

5 計画の策定体制

この計画は、子ども・子育て支援法第77条に基づき設置した本市の附属機関である「弘前市子ども・子育て会議」において、平成25年11月に実施した子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査や、事業計画等の内容について審議し、計画書に反映させて策定したものです。

【子ども・子育て会議の開催状況】

①	平成25年度 第1回	平成25年12月20日
②	平成26年度 第1回	平成26年5月30日
③	平成26年度 第2回	平成26年7月30日
④	平成26年度 第3回	平成26年10月23日
⑤	平成26年度 第4回	平成27年2月19日
⑥	平成26年度 第5回	平成27年3月19日

【子ども・子育て支援事業ニーズ調査実施概要】

調査対象者	就学前児童を持つ保護者
配布数	2,500件
回収数	1,057件
回収率	42.3%
調査期間	平成25年10月30日～ 平成25年11月12日
調査方法	就学前児童のいる世帯から無作為に 抽出し、郵送により配布・回収

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

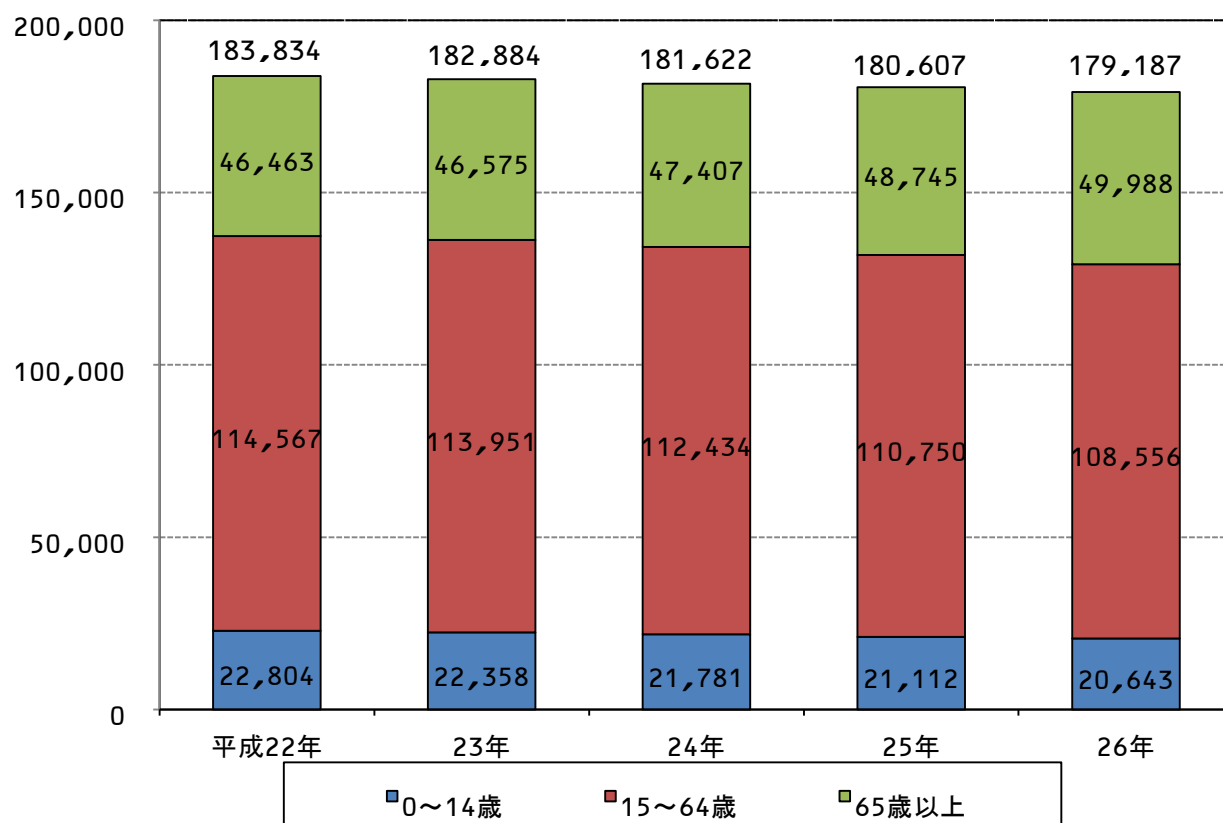
1 人口と出生の現状

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市の住民基本台帳による総人口をみると、平成26年3月31日現在で179,187人となっており、平成22年からの5年間の推移では4,647人の減少となっています。

また、年齢3区分別人口をみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、0歳～14歳の年少人口と、15歳～64歳の生産年齢人口は減少しています。

【総人口及び年齢3区分別人口の推移】

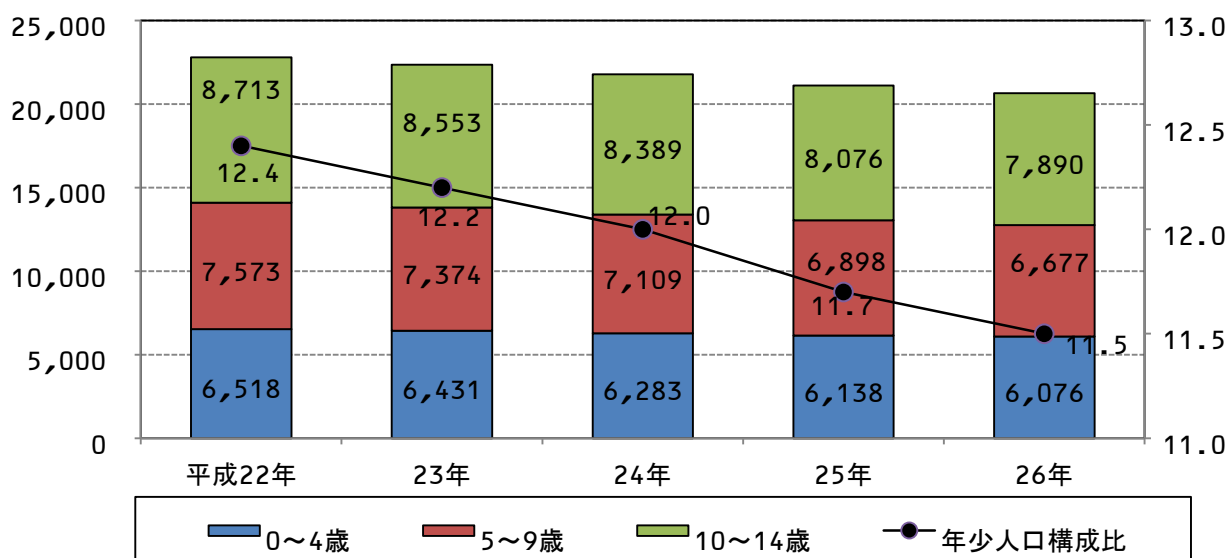


弘前市住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 年少人口の推移

年少人口はどの年齢階層でも減少しています。また、総人口に占める割合は毎年減少し、平成26年では11.5%となっています。

【年少人口の推移】

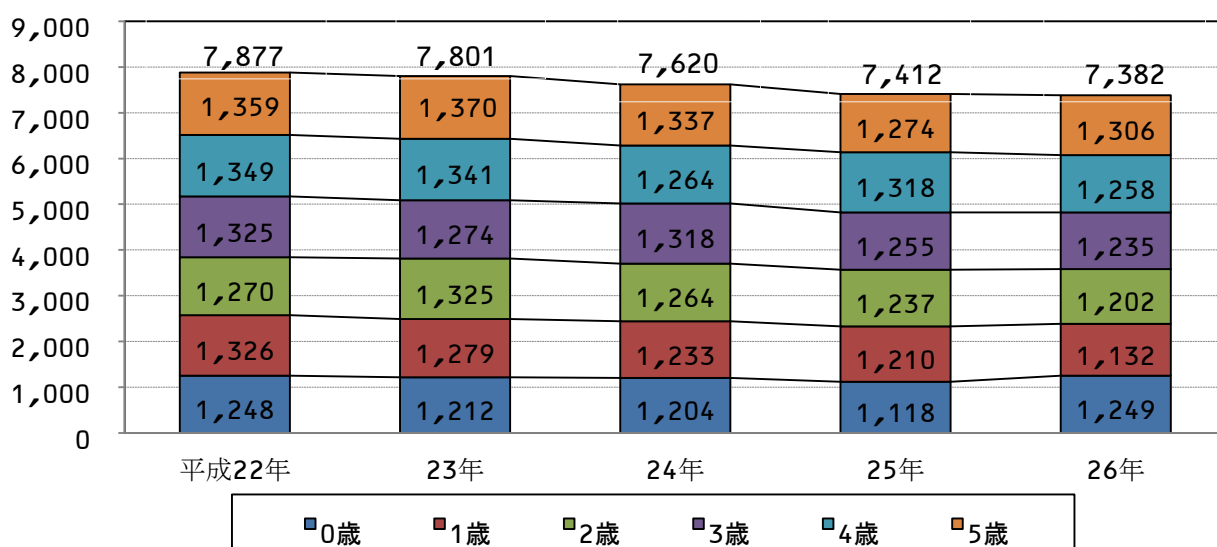


弘前市住民基本台帳（各年3月31日現在）

(3) 就学前人口の推移

就学前人口の推移をみると、年毎に増減はあるものの全体としては減少しています。

【就学前人口の年齢別推移】



弘前市住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 子育て支援の現状

(1) 教育・保育施設の現状（幼稚園・保育所（園）の園児数）

本市の入園児童数は、幼稚園は減少していますが、保育所（園）においては増減を繰り返しながら推移しています。

【幼稚園の園児数推移】

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
国公立	園数（か所）	2	2	2	2	2
	定員（人）	230	230	230	230	230
	園児数（人）	119	127	115	102	127
私 立	園数（か所）	10	10	10	10	10
	定員（人）	1,655	1,475	1,475	1,475	1,475
	園児数（人）	876	859	836	790	711
園児数合計（人）		995	986	951	892	838

* 幼稚園児数は、各年度 5 月 1 日現在

資料：学務健康課

【保育所（園）の園児数推移】

（単位：人）

		園数	定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
21 年度	公立	5	430	10	33	55	65	57	67	287
	私立	60	3,983	245	608	747	793	866	951	4,210
	計	65	4,413	255	641	802	858	923	1,018	4,492
22 年度	公立	5	430	12	30	45	59	74	61	281
	私立	60	3,948	257	620	752	836	831	876	4,172
	計	65	4,378	269	650	797	895	905	937	4,453
23 年度	公立	5	430	10	38	50	62	65	74	299
	私立	60	3,988	295	630	765	826	866	853	4,235
	計	65	4,418	305	668	815	888	931	927	4,534
24 年度	公立	5	430	10	35	48	63	64	67	287
	私立	60	4,093	280	649	745	827	855	854	4,210
	計	65	4,523	290	684	793	890	919	921	4,497
25 年度	公立	4	360	6	31	40	37	51	47	212
	私立	61	4,198	273	654	788	844	857	881	4,297
	計	65	4,558	279	685	828	881	908	928	4,509

* 定員及び園児数には、分園分を含む。

* 保育所（園）園児数は、各年度 4 月 1 日現在

資料：子育て支援課

(2) 子育て支援事業の現状

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

事業は実施していません。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

【地域子育て支援センター利用状況（延べ人数）】

（単位：人）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
弘前保育所	6,605	7,113	7,637	6,606	
駅前こどもの広場					60,931
笹森町					5,437
相馬保育所	548	981	1,786	3,865	2,994
大浦保育所	2,469	4,092	2,621	3,555	3,113
みどり保育園	3,543	3,958	3,263	3,812	3,301
ダビデ保育園	944				
大沢保育園	606				

資料：子育て支援課

③ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

【妊婦健康診査事業実施状況】

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
受診票発行者数（人）	1,471	1,284	1,299	1,353	1,369
受診票発行件数（件）	20,236	17,586	17,873	18,546	18,408
延べ健診受診件数（件）	15,878	14,790	14,925	14,589	15,370

資料：健康づくり推進課

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

【乳児家庭全戸訪問事業実施状況】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
対象家庭数（件）	1,221	1,242	1,203	1,132	1,236
訪問件数（件）	1,148	1,215	1,157	1,124	1,198

資料：健康づくり推進課

⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

その他要保護児童の支援に資する事業は、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

事業は実施していません。

⑥ 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業。

事業は実施していません。

夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業。

【トワイライトステイ事業実施状況】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施施設数（か所）			1	1	1
登録児童数（人）			95	102	81
延べ利用児童数（人）			137	817	808

資料：子育て支援課

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

事業は実施していません。(類似事業「さんかくネット※」を実施しています。)

【参考：さんかくネット利用状況】

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
延べ利用児童数（人）	1,287	934	1,359	696	864

資料：市民参画センター

※ 「さんかくネット」とは、弘前市民参画センターにおいて実施している事業で、子育てと仕事や社会参加が両立できる環境整備のため、子育て期にある保護者を支援するシステムです。急な用事などで、一時的に子どもを預かってもらいたい人と、あらかじめ登録している子育てサポーター（子どもを預かって良いという人）の仲介をするものです。

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

【幼稚園での預かり保育実施状況】

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
実施施設数（か所）	10	10	10	10	10

* 主に在園児を対象としています。

資料：学務健康課

【保育所での預かり保育実施状況】

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
実施施設数（か所）	25	24	26	29	30

* 非在園児を対象としています。

資料：子育て支援課

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業。

【延長保育事業実施状況】

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
実施施設数（か所）	51	53	53	53	55
延べ利用児童数（人）	70,956	71,827	71,126	76,396	74,640

資料：子育て支援課

⑩ 病児・病後児保育事業

病児対応型は、児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

病後児対応型は、児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

【病児・病後児保育事業実施状況】

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
実施施設数（か所）	2	2	2	2	2
延べ利用児童数（人）	1,514	1,734	1,776	1,668	1,588

資料：子育て支援課

⑪ 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。

【放課後児童健全育成事業実施状況】

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
実施箇所数（か所）	20	19	18	16	15
登録児童数（人）	942	960	775	656	581

資料：子育て支援課

【参考：児童館・児童センターの概要】

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
設置箇所数（か所）	25	25	26	25	26
1 日平均利用児童数（人）	1,118	1,064	1,129	1,135	1,199

資料：子育て支援課

第3章 計画の策定

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画策定の際、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を設定することとなっています。

また、国の基本指針では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています。

【本市の区域パターン】

	区域名	市内区域数	概 要
①	行政区	23	行政事務を行うために任意に区割りされたもの
②	小学校区	36	小学校の学区による区分
③	中学校区	16	中学校の学区による区分
④	市全域	1	

(1) 教育提供区域

教育の提供区域設定に当たっては、区域パターン①～③の区域において、半数以上の区域に設置されておりませんが、各幼稚園で児童の送迎を行っているほか、実際に通園している児童の居住区域を見ると、ほぼ全域から通園していることから、区域パターン④の市全域を提供区域と設定することとしました。

【参考：区域ごとの設置状況】

区域名	概 要
行政区	23 区域のうち、8 区域に設置
小学校区	36 区域のうち、8 区域に設置
中学校区	16 区域のうち、5 区域に設置

(2) 保育提供区域

保育の提供区域設定に当たっては、保育所利用申し込みの際、利用区域の制限はなく、自宅近隣の施設を希望するほか、通勤経路上や勤務地の近くを希望することもあり、ある程度広範囲での区域にすることが妥当と考えられます。

また、出張所地区や岩木地区、相馬地区の地域性も考慮する必要があることから、区域パターン①の行政区の区域割りを基本として、市街地及び周辺地区、岩木地区、相馬地区、東目屋・船沢・高杉・裾野・新和・石川の6出張所地区を組み合わせた独自の区域割りを設定することとしました。

【中央地区】

市街地中心及び周辺地区においては、施設の所在地からの利用者は半数程度ですが、この区域ごとに相互利用があることから、ひとつの区域としました。

【南西地区】

東目屋地区及び相馬地区においては、他地区への大きな動きはなく個別に区域分けするには規模が小さいことや、両地区では容易に移動が可能な範囲であると考えられることから、ひとつの区域としました。

【北西地区】

船沢・高杉・裾野・新和地区及び岩木地区においては、この地区内での利用がほとんどであることから、ひとつの区域としました。

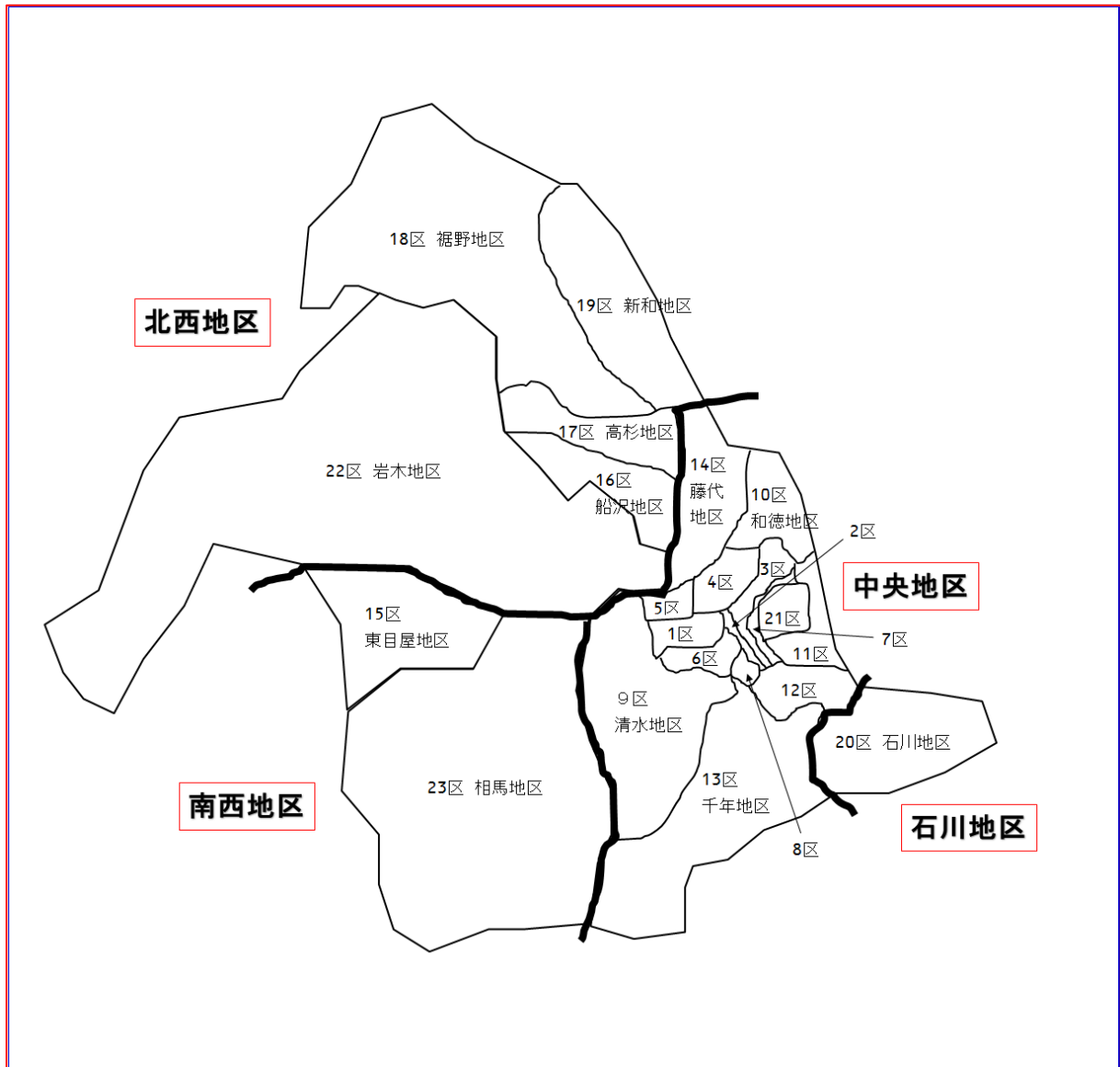
【石川地区】

石川地区においては、この地区内での利用が多いことから、単独の区域としました。

【参考：保育提供区域内訳】

保育提供区域名	地区名	対応行政区
中央地区	市街地・周辺地区	1区～14区、21区
南西地区	東目屋地区	15区
	相馬地区	23区
北西地区	船沢地区	16区
	高杉地区	17区
	裾野地区	18区
	新和地区	19区
	岩木地区	22区
石川地区	石川地区	20区

【参考：保育提供区域のイメージ図】



(3) 地域子ども・子育て支援事業ごとの提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、区域設定になじまないものや、施設に付随する事業もあることから、個別に提供区域を設定します。

事業名	区域	考 え 方
①利用者支援事業	市全域	本市では未実施事業ですが、事業を実施する場合は、市全域とします。
②地域子育て支援拠点事業	市全域	市内4か所で実施しますが、利用者の住所による利用制限はなく、広範囲に渡るため、区域を分ける必要がないことから、市全域とします。
③妊婦健康診査事業	市全域	区域に分ける必要性がないため、市全域とします。
④乳児家庭全戸訪問事業	市全域	区域に分ける必要性がないため、市全域とします。
⑤養育支援訪問事業 その他要支援児童、 要保護児童等の支援 に資する事業	市全域	本市では未実施事業ですが、事業を実施する場合は、市全域とします。
⑥子育て短期支援事業	市全域	対応施設は1か所のみであるため、市全域とします。
⑦ファミリー・サポート・センター事業	市全域	本市では未実施事業ですが、類似事業として「さんかくネット」を実施しています。事業を実施する場合は、市全域とします。
⑧一時預かり事業	市全域	市内保育所及び幼稚園において実施している事業であり、保育所では利用者に住所による利用制限はなく、また、教育（幼稚園）の区域は市全域とすることから、市全域とします。
⑨延長保育事業	保育提供区域	保育所において実施する事業であることから、保育提供区域と同様とします。
⑩病児・病後児保育事業	市全域	利用者の住所による利用制限はないことから、市全域とします。
⑪放課後児童健全育成事業	小学校区	学区の小学生が対象となることから、小学校区とします。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	本市では未実施事業ですが、事業を実施する場合は、市全域とします。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	本市では未実施事業ですが、事業を実施する場合は、市全域とします。

2 教育・保育施設の量の見込み、確保方策及び実施時期

平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度では、小学校就学前の児童に教育又は保育を希望する場合、次の3つの認定区分により、希望する教育・保育施設等が利用できるようになります。

1号認定	子どもが満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する場合。
2号認定	子どもが満3歳以上で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合。
3号認定	子どもが満3歳未満で、保護者の労働又は疾病等の「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合。

【教育を希望する児童】

市全域

(単位:人)

		27 年度		28 年度		29 年度	
		1 号 認定	2 号認定 教育ニーズ	1 号 認定	2 号認定 教育ニーズ	1 号 認定	2 号認定 教育ニーズ
①量の見込み		606	306	586	295	582	293
② 確保 方策	特定教育・保育施設	407		407		407	
	確認を受けない幼稚園	511		511		511	
	国立大学附属幼稚園	90		90		90	
②－① 過不足		96		127		133	
		30 年度		31 年度			
①量の見込み		578	293	582	291		
② 確保 方策	特定教育・保育施設	407		407			
	確認を受けない幼稚園	511		511			
	国立大学附属幼稚園	90		90			
②－① 過不足		133		132			

○ 確保方策の内容

教育を希望する児童は、全域において利用定員の見込みが利用量の見込みを上回っていることから、提供体制が確保できるものと考えています。

【保育を希望する児童】

中央地区

(単位:人)

		27 年度			28 年度			29 年度		
		2 号認定 保育ニーズ	3 号認定		2 号認定 保育ニーズ	3 号認定		2 号認定 保育ニーズ	3 号認定	
			0 歳児	1・2 歳児		0 歳児	1・2 歳児		0 歳児	1・2 歳児
①量の見込み		2,067	466	1,435	1,997	454	1,468	1,983	444	1,434
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	2,044	459	1,244	2,044	459	1,319	2,044	459	1,394
	認可外保育 施設	45	7	42	45	7	42	45	7	42
	特定地域型 保育事業		0	0		0	0		0	0
②－① 過不足		22	0	▲ 149	92	12	▲ 107	106	22	2
		30 年度			31 年度					
①量の見込み		1,970	435	1,402	1,985	426	1,371			
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	2,044	459	1,394	2,044	459	1,394			
	認可外保育 施設	45	7	42	45	7	42			
	特定地域型 保育事業		0	0		0	0			
②－① 過不足		119	31	34	104	40	65			

南西地区

(単位:人)

		27 年度			28 年度			29 年度		
		2 号認定 保育ニーズ	3 号認定		2 号認定 保育ニーズ	3 号認定		2 号認定 保育ニーズ	3 号認定	
			0 歳児	1・2 歳児		0 歳児	1・2 歳児		0 歳児	1・2 歳児
①量の見込み		97	15	57	93	15	58	93	15	57
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	118	16	66	118	16	66	118	16	66
	特定地域型 保育事業		0	0		0	0		0	0
②－① 過不足		21	1	9	25	1	8	25	1	9
		30 年度			31 年度					
①量の見込み		92	14	55	93	14	54			
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	118	16	66	118	16	66			
	特定地域型 保育事業		0	0		0	0			
②－① 過不足		26	2	11	25	2	12			

北西地区

(単位:人)

		27 年度			28 年度			29 年度		
		2 号認定 保育ニーズ	3 号認定		2 号認定 保育ニーズ	3 号認定		2 号認定 保育ニーズ	3 号認定	
			0 歳児	1・2 歳児		0 歳 児	1・2 歳児		0 歳 児	1・2 歳児
①量の見込み		411	101	237	397	99	243	394	96	237
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	431	101	255	431	101	255	431	101	255
	特定地域型 保育事業		0	0		0	0		0	0
②－① 過不足		20	0	18	34	2	12	37	5	18
		30 年度			31 年度					
①量の見込み		392	94	232	395	92	227			
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	431	101	255	431	101	255			
	特定地域型 保育事業		0	0		0	0			
②－① 過不足		39	7	23	36	9	28			

石川地区

(単位:人)

		27 年度			28 年度			29 年度		
		2 号認定 保育ニーズ	3 号認定		2 号認定 保育ニーズ	3 号認定		2 号認定 保育ニーズ	3 号認定	
			0 歳児	1・2 歳児		0 歳 児	1・2 歳児		0 歳 児	1・2 歳児
①量の見込み		42	13	41	40	13	42	40	12	41
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	60	13	41	60	13	42	60	13	42
	特定地域型 保育事業		0	0		0	0		0	0
②－① 過不足		18	0	0	20	0	0	20	1	1
		30 年度			31 年度					
①量の見込み		40	12	40	40	12	39			
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	60	13	42	60	13	42			
	特定地域型 保育事業		0	0		0	0			
②－① 過不足		20	1	2	20	1	3			

○ 確保方策の内容

保育を希望する児童のうち３歳以上児（２号認定）及び０歳児については全地区において、１・２歳児については南西・北西・石川の３地区において、利用定員の見込みが利用量の見込みを上回っていることから、提供体制が確保できるものと考えています。

１・２歳児については、中央地区において、平成２７年度から平成２８年度まで、利用量の見込みが利用定員の見込みを上回ることから、施設への利用定員の増や、幼稚園の認定こども園への移行を要請することにより、平成２９年度末までに提供体制を確保することとします。

ただし、年齢別又は施設単位で、定員超過や定員割れが生じる場合には、実態に即した定員設定を図るとともに、市が希望施設の調整を行います。

3 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込み、確保方策及び実施時期

① 利用者支援事業

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み		今後、必要に応じて実施することとします。			
確保方策					

② 地域子育て支援拠点事業

(単位:人日)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	71,628	72,180	70,512	68,940	67,452
確保方策	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
確保方策の内容	平成27年度からは、認定こども園においても地域子育て支援事業を実施することから、拠点事業については現在の体制を維持します。				

③ 妊婦健康診査事業

(単位:人、件)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
14 回/人	18,200	18,200	18,200	18,200	18,200
確保方策	実施場所:青森県医師会に所属し、産婦人科のある病院、診療所及び県内 国公立病院 実施体制:市が委託契約を締結して実施 実施時期:通年実施 検査項目:国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
確保方策の内容	現在の体制を維持します。				

④ 乳児家庭全戸訪問事業

(単位:人)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	1,169	1,142	1,115	1,092	1,069
確保方策	実施体制:80 人(保健師、訪問相談員、訪問指導員、臨時助産師、臨時保健師) 実施機関:弘前市保健センター(健康福祉部健康づくり推進課) 委託団体等:弘前市(直営)				
確保方策の内容	現在の体制を維持します。				

⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み		今後、必要に応じて実施することとします。			
確保方策					

⑥ 子育て短期支援事業

ショートステイ

(単位:人日)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	51	50	49	48	48
確保方策	今後、必要に応じて実施することとします。				

トワイライトステイ事業

(単位:人日)

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		817	817	817	817	817
② 確保方策	児童家庭支援センター	817	817	817	817	817
	施設数	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現在の体制を維持します。				

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

(単位:人日)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	164	161	160	155	150
確保方策の内容	類似事業である子育てサポートシステム「さんかくネット」等に対応します。				

⑧ 一時預かり事業

幼稚園等での預かり保育

(単位:人日)

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
① 量の見込み	1号認定による利用	7,850	7,581	7,530	7,481	7,538
	2号認定による利用	13,864	13,389	13,299	13,212	13,313
②確保方策	幼稚園型	21,714	20,970	20,829	20,693	20,851
②－①		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現在の体制を維持します。				

* 主に在園児を対象としており、認定こども園への移行施設を含みます。

保育所等での預かり保育

(単位:人日)

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		10,022	10,032	9,807	9,597	9,420
② 確保方策	保育所等	10,022	10,032	9,807	9,597	9,420
	施設数	40	40	40	40	40
②－①		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現在の体制を維持します。				

* 非在園児を対象としており、認定こども園への移行施設を含みます。

⑨ 延長保育事業

(単位:人)

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
中央 地区	①量の見込み	2,481	2,447	2,410	2,377	2,360
	②確保方策	2,481	2,447	2,410	2,377	2,360
	②－①	0	0	0	0	0
南西 地区	①量の見込み	83	82	81	79	79
	②確保方策	83	82	81	79	79
	②－①	0	0	0	0	0
北西 地区	①量の見込み	252	248	244	241	239
	②確保方策	252	248	244	241	239
	②－①	0	0	0	0	0
石川 地区	①量の見込み	43	42	42	41	41
	②確保方策	43	42	42	41	41
	②－①	0	0	0	0	0
量の見込み(市全域)		2,859	2,819	2,777	2,738	2,719
確保方策(市全域)		2,859	2,819	2,777	2,738	2,719
確保方策の内容		現在の体制を維持します。				

⑩ 病児・病後児保育事業

(単位:人日)

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		2,004	2,004	2,004	2,004	2,004
② 確保方策	病児保育	2,088	2,088	2,088	2,088	2,088
	病後児保育	1,566	4,176	4,176	4,176	4,176
	施設数	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
②－①		1,650	4,260	4,260	4,260	4,260
確保方策の内容		既存施設に加え、病後児を主体とする施設を新たに設けることで体制を強化します。				

⑪ 放課後児童健全育成事業

(単位:人、か所)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	2,538	2,472	2,436	2,381	2,317
うち低学年	1,598	1,576	1,563	1,517	1,465
うち高学年	940	896	873	864	852
②確保方策	2,068	2,041	2,028	2,381	2,317
②-①	▲ 470	▲ 431	▲ 408	0	0
確保方策の内容	放課後の学校施設や児童館等の活用を図りながら実施体制を確保します。				

放課後児童対策

(単位:か所)

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
小学校（参考）		36	35	35	35	35
児童館・児童センター		24	20	17	17	17
放課後	なかよし会	16(17)	18(19)	20(21)	20(21)	17(21)
児童クラブ	児童クラブ	22	20	17	17	17
放課後子供教室		2	4	6	8	10
確保方策の内容		・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を目指し、教育委員会、福祉部局、地域との連携により、総合的な放課後対策を進めます。				
		・実施に当たっては学校施設の活用を進め、放課後子供教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進します。				
		・放課後子ども総合プランの趣旨に鑑み、子ども達のより良い育ちと、保護者の仕事と家庭の両立を応援します。				

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

今後、必要に応じて実施することとします。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

今後、必要に応じて実施することとします。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であることから、今後、保護者が希望する施設の、選択肢の一つとして利用ニーズが高まると考えられます。

本市においては、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるように、既存施設の意向を尊重しながら、認定こども園への移行に必要な支援に努めます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等

一体的な教育・保育及び質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施に向けて、関係機関との連携を図ります。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、子どもの成長段階に応じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を安定的に継続して提供することは、子どもの健やかな育ちにとって、重要であると考えられます。

本市においては、子どもの最善の利益を第一に考え、現在の幼稚園や保育所等が提供している教育・保育の質を維持又はさらに向上させることや、成長段階に応じた切れ目のない子育て支援サービスの充実を図るための取組を推進します。

(4) 幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

子どもの発達・成長は、段階に応じて様々な支援が必要になり、その支援は、妊娠・出産期から切れ目なく続くもので、質の高い支援を行うためには、幼児教育・保育施設等の教職員の連携が必要であるとともに、小学校の教職員とも相互理解を深め、連携し、情報を共有することが重要となります。

本市では、就学前児童の小学校教育への円滑な接続を図るために、それぞれの教育活動を理解し、その果たす役割について研究するために「幼保小連携調査研究委員会」を開催しており、今後も就学前児童の小学校生活への円滑な接続を図るためにその取組を推進します。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画では、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。計画の推進に当たっては、教育・保育事業に対する市民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現を目指していきます。

このため、市民、教育・保育施設などの子育て支援事業者、行政などそれぞれが適切に役割を果たしていくとともに、相互に連携し、多くの方の意見を取り入れながら取り組んでいきます。

2 進捗状況の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「弘前市子ども・子育て会議」において、その進捗状況を点検・評価していきます。

また、点検・評価の結果については、市ホームページなどを活用して公表し、周知を図ります。